

の坂の黄兒殺し、妻兒の續出は三年金法制定を人道の名に於いて強烈に要求する。しかしそれは單に人道に於てのみ要求なされるのではなく、無産階級の最も弱き部分を強化することによつて階級全體の生活を向上せしめ得るのである。

實行方法

黨の凡ての闘争に結合して本制度の實現に努力すべきこと、方法は執行部へ一任。

第二十九號 大衆保健制度樹立に關する件

主 文

左記要綱を最小限基準として含む大衆保健制度の樹立を期しこれが實現に必要な有ゆる闘争を組織す

大衆保健制度要綱

A 大衆保健制度の骨格

- 一、大衆の保健衛生に關する設備及び事業を屈辱的なる救恤施設より解放しこれを人民衛生權として確認すること
- 二、大衆保健衛生機關の社會化
- 三、特殊病患者の強制收容と患者家族生活の國家補償制の決定

四、都市病（神經衰弱、肺結核、性病）並に農村病（肺結核、胃腸病、トラホーム、寄生蟲）の退治

B 大衆保健制度の内容

- 一、障胎助産機關の社會化（イ）各市町村に國庫負擔による公立綜合無料療養助産所の設置、（ロ）該診所には專任の醫師、齒科醫、藥劑士、産婆及び看護婦を配屬すること（ハ）該療養所は戸口健康診断を行ふこと、（ニ）大工場、學校にはその班を設置すること
- 二、癩病、結核、精神病傳染病の絶滅全國諸方に國立癩療養所及精神病院を、各府縣に結核療養所を、各市町村に傳染病院又は病舎を設立或は増設し、（ロ）患者を強制收容し、精神病者には特に生殖器能術をなし（ハ）患者家族の生活を國庫に於いて補償す
- 三、トラホーム、寄生蟲、胃腸病の撲滅（イ）トラホーム寄生蟲、胃腸病の強制治療、（ロ）肥料政策の確立による生肥使用禁止
- 四、性病の撲滅（イ）公娼を廢止し私娼は生業登録により轉業せしむ、（ロ）性病の強制治療
- 五、國立休養所 温泉海濱等健康地に國立無料休養所を設立し市町村診療所よりの病後者、神經衰弱、脚氣患者病

一、本件は黨政策第十一號第十項の具體化に外ならぬ

二、撲滅の強化と窮乏の増大は死産率乳兒死亡率の増大となつて人間生命を短縮しつゝある。

(イ) 生産・死産表

年次	生 産	死 産	出生百ニ付死産
昭和二年	二、〇五九、三六四	一一六、九三二	五・六七
三	二、〇二五、六六一	一一〇、一九二	五・六一
四	二、〇〇四、六六〇	一一七、五四一	五・五三

(ロ) 乳兒出生ヨリ滿一年死亡率

年次	死 亡 數	生 産 百ニ付死 亡 數
昭和二年	二九一、〇八四	一四・二
三	二九三、八八一	二二・八
大正十二四年均	一一、二七四、七一九	二・一九
昭和元	一一、一六〇、七三四	一・九二
同 二	一一、〇〇九、三三三	一・九五
同 三	一一、三三六、七一一	一・九九
同 四	一一、二六〇、九二六	二・〇三

(二) 日本平均壽命表(昭和四年統計局發表)

年次	男	女
昭和四年	四三・八〇	四四・三〇
昭和五年	四四・三〇	四四・三〇

理 由

- 六、市町村に應ずる托児施設の設置、兒童養育給食
- 七、避妊法(イ)國家は避妊法を傳授し、また希望者には喇叭管結紮術等避妊手術を無料に行ふ、(ロ)國家は多産、生活難、高年妊娠、胃腸病者に限り國家は無料にて墮胎手術を行ふこと
- 八、八時間労働制(鞍山労働六時間制の即時實施、婦人の夜間坑内作業禁止、産前産後八週間の公休、十六歳未満男女の勞働禁止)
- 九、市町村による下水塵芥上水の施設、井水の定期消毒、公費による住宅改良並に公營住宅の擴張、重要食糧品の政府による專賣並に配給
- 十、國立疲勞研究所の設置
- 附帯協議の一
- 一、本施設に要する費用は軍備縮小によるべく大衆負擔によるべからず、
- 附帯決議の二
- 一、便宜を有する黨支部並に聯合會は實費診療所、巡回病院等の事業を起すべしこと